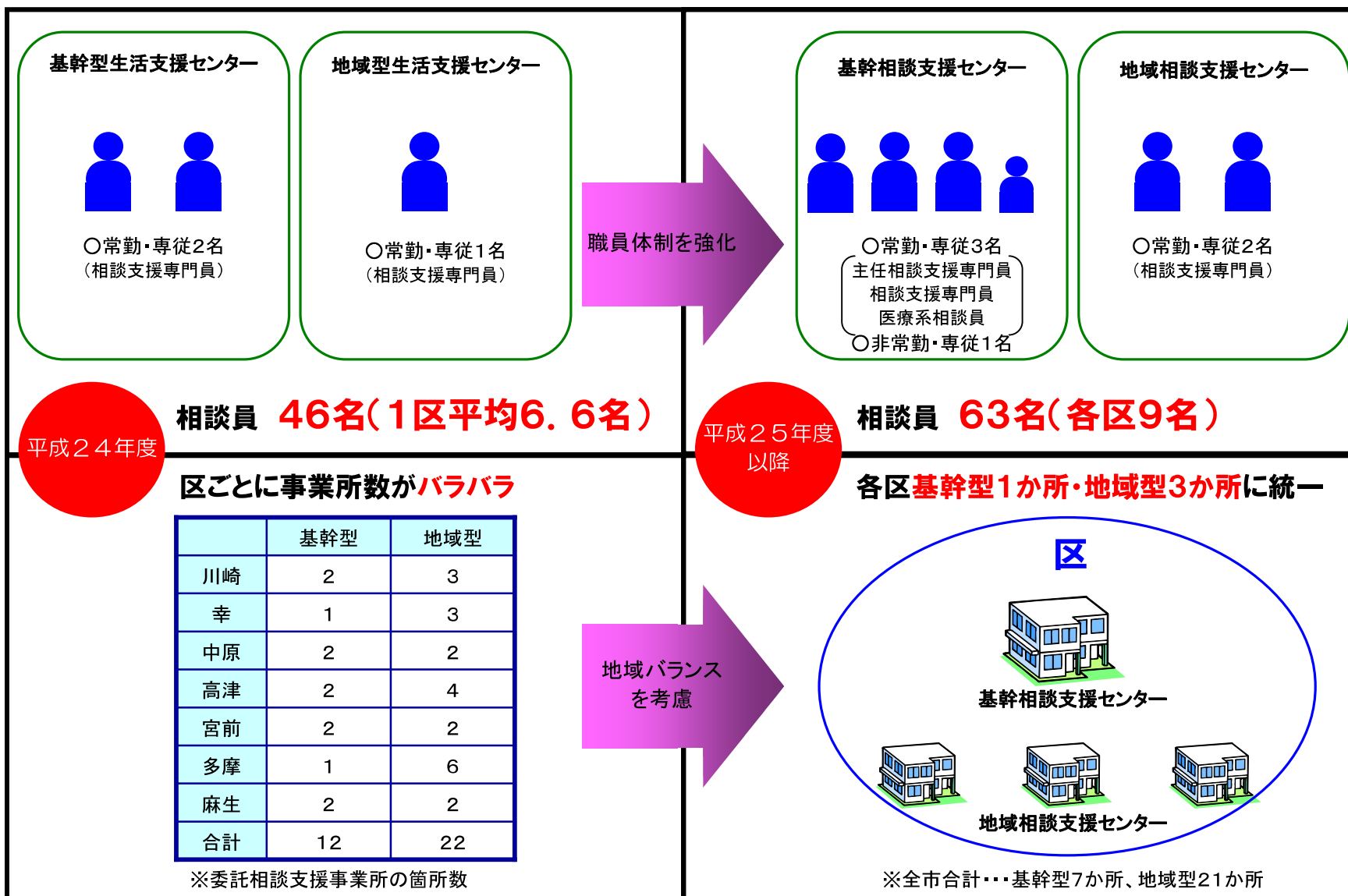


相談支援事業の再編について

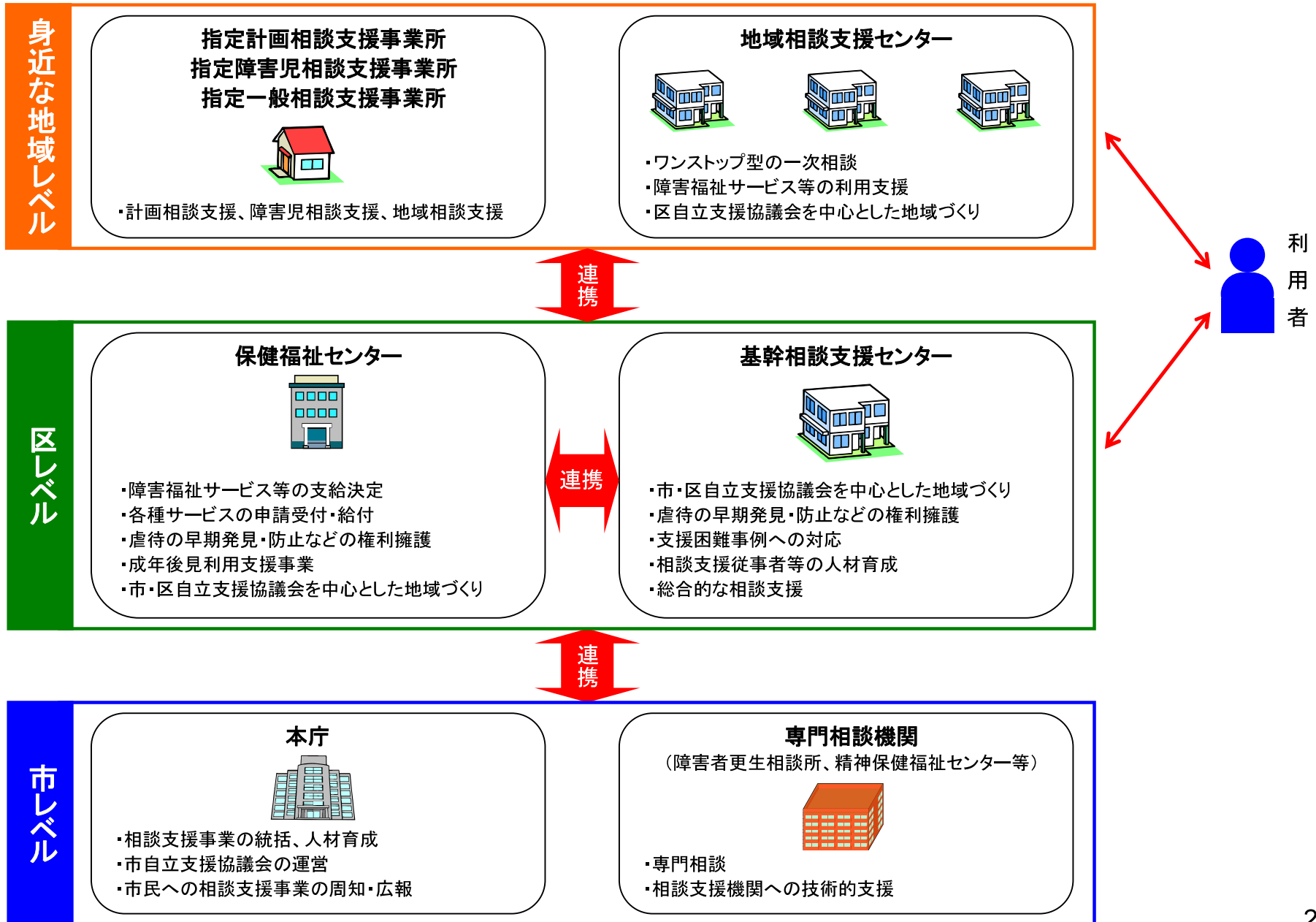
川崎市健康福祉局障害保健福祉部

平成24年7月6日

「生活支援センター」から「相談支援センター」への再編



川崎市における相談支援体制



相談支援センターの機能

相談支援センター

一般的な相談支援

〔 障害者自立支援法第77条第1項に
基づき市町村が実施すべき地域生活支援事業 〕

ソーシャルワーク

計画相談支援 地域相談支援 障害児相談支援

(障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく個別給付事業)

ケアマネジメント
直接支援

委託する事業はあくまで一般的な相談支援。
そのため、一定件数以上の計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援は
職員を加配して実施していただくことを想定。

基幹相談支援センターの委託仕様(概要)

1. 設置者

平成23年度に川崎市障害者生活支援センター事業(相談支援事業)を受託している法人。

2. 事業者指定

指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けるものとする。

3. 実施する事業

- (1)地域づくり
 - ・市自立支援協議会及び区自立支援協議会の運営(別途区自立支援協議会運営業務を委託予定)
 - ・地域の相談支援事業者のネットワーク構築
- (2)権利擁護
 - ・虐待の早期発見・防止
 - ・成年後見制度利用支援
- (3)支援困難事例への対応
 - ・既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている方や支援に繋がっていないセルフネグレクトの方などへの相談支援
- (4)人材育成
 - ・地域の相談支援事業者への専門的指導・助言
 - ・相談支援従事者等養成研修の企画・運営・講師など
- (5)一般的な相談支援業務
 - ・障害種別や年齢に関わらない総合的な相談支援
 - ・夜間・休日の対応(携帯電話等による体制によることも可)
 - ・長期に入所・入院をしている方の地域移行支援
 - ・障害程度区分認定調査、障害程度区分認定審査会委員
- (6)その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

4. 計画相談支援及び障害児相談支援の件数制限

相談支援センターは、障害者自立支援法第77条第1項に規定される一般的な相談支援を実施する機関であり、ソーシャルワークを推進する役割を担っている。したがって、委託事業を担当する職員(主任相談支援専門員、相談支援専門員及び医療系相談員各1名ずつ)が実施する計画相談支援及び障害児相談支の件数は、月40件を上限とする。

上限を超える分については、委託事業を担当しない職員を加配して対応していただくことを想定。

5. 主たる対象者

特定しない(障害種別や年齢等を問わない)。

6. 通常の事業の実施地域

事業所を設置する区とする。ただし、業務に支障のない範囲で、区外の利用者への支援も実施できるものとする。

7. 事業所の名称

区の名称(ひらがな) + 基幹相談支援センター

→「かわさき基幹相談支援センター」、「さいわい基幹相談支援センター」、「なかはら基幹相談支援センター」、「たかつ基幹相談支援センター」、「みやまえ基幹相談支援センター」、「たま基幹相談支援センター」、「あさお基幹相談支援センター」

8. 設置場所

原則として、法人本部や他の障害福祉サービス事業所等とは別の場所に設置し、独立性・公平性の確保に努めるものとする。

ただし、相談支援を実施する上で相乗効果が見込まれるなど市が認める場合には、他の事業所等に併設することができるものとする。

9. 人員基準

管理者(他の事業所との兼務可)、常勤かつ専従の主任相談支援専門員、相談支援専門員及び医療系相談員並びに非常勤かつ専従の職員を配置するものとする。ただし、主任相談支援専門員が管理者を兼務することができるものとする。また、非常勤職員を常勤とすることは任意であるが、委託料の person 費は非常勤と同額とし、各種加算も算定しない。

それぞれの職員(管理者は除く)の要件は以下のとおり。

	主任相談支援専門員	相談支援専門員	医療系相談員	非常勤職員
配置人数	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
勤務形態	常勤・専従	常勤・専従	常勤・専従	非常勤・専従
相談支援専門員資格	必要	必要	—	—
相談支援専門員としての実務経験	5年以上かつ 900日以上	問わない	問わない	問わない
社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員のいずれかの資格	必要	必要	—	—
保健師・看護師・理学療法士・作業療法士等の医療系の資格	—	—	必要	—

地域相談支援センターの委託仕様(概要)

1. 設置者

平成24年4月1日時点において、指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者の指定を受けている法人。

2. 事業者指定

指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けるものとする。

3. 実施する事業

- ・障害種別や年齢に関わらない一次相談
- ・障害福祉サービス等を利用すれば、ある程度の希望やニーズの解決が想定できる方への相談支援
- ・区自立支援協議会の運営(基幹相談支援センター及び保健福祉センターと共同で実施)
- ・障害程度区分認定調査、障害程度区分認定審査会委員
- ・その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

4. 計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援の件数制限

相談支援センターは、障害者自立支援法第77条第1項に規定される一般的な相談支援を実施する機関であり、ソーシャルワークを推進する役割を担っている。したがって、委託事業を担当する職員(相談支援専門員2名)が実施する計画相談支援及び障害児相談支援の件数は、月60件を上限とする。

上限を超える分については、委託事業を担当しない職員を加配して対応していただくことを想定。

5. 主たる対象者

特定しない(障害種別や年齢等を問わない)。

6. 通常の事業の実施地域

事業所が所在する区とする。ただし、業務に支障のない範囲で、区外の利用者への支援も実施できるものとする。

7. 事業所の名称

「地域相談支援センター」という文言を用い、法人名及び他の事業所名は含まないものとする。

→(例)「〇〇〇地域相談支援センター」、「地域相談支援センター〇〇〇」

8. 設置場所

原則として、法人本部や他の障害福祉サービス事業所等とは別の場所に設置し、独立性・公平性の確保に努めるものとする。
ただし、相談支援を実施する上で相乗効果が見込まれるなど市が認める場合には、他の事業所等に併設することができるものとする。

9. 人員基準

管理者(他の事業所との兼務可)、常勤かつ専従の相談支援専門員2名を配置するものとする。ただし、いずれかの相談支援専門員が管理者を兼務することができるものとする。

また、常勤かつ専従の相談支援専門員のうち1名を、医療系相談員に代えることができるものとする(この場合の医療系相談員の要件は、基幹相談支援センターの医療系相談員に準じる)。

それぞれの職員(管理者は除く)の要件は以下のとおり。

	相談支援専門員	医療系相談員
配置人数	2人以上	相談支援専門員の代わりに1人まで配置可能
勤務形態	常勤・専従	常勤・専従
相談支援専門員資格	必要	—
相談支援専門員としての実務経験	問わない	問わない
社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員のいずれかの資格	— (※1)	—
保健師・看護師・理学療法士・作業療法士等の医療系の資格	—	必要 (※)

※ 相談支援専門員は社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員のいずれの資格も必要ではないが、有している場合は委託料の国家資格等加算を算定する。

※ 医療系相談支援については、相談支援専門員が社会福祉士等の資格を有している場合と同じく国家資格等加算を算定する。

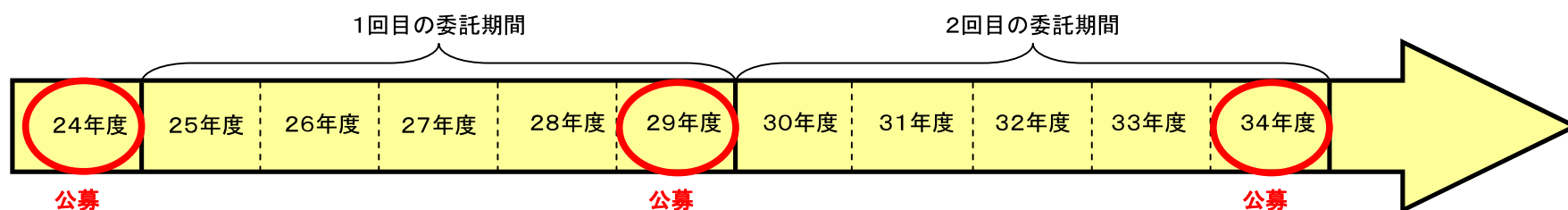
相談支援センターの委託方法

(1) 公募制の導入

- ・相談支援センターの質の維持・向上を図るため、委託先は公募によって選定。

(2) 委託期間

- ・1回あたりの委託期間は5年間とし、5年ごとに公募を実施。



※公募を実施した翌年度からの5年間は、1回の委託期間となる。

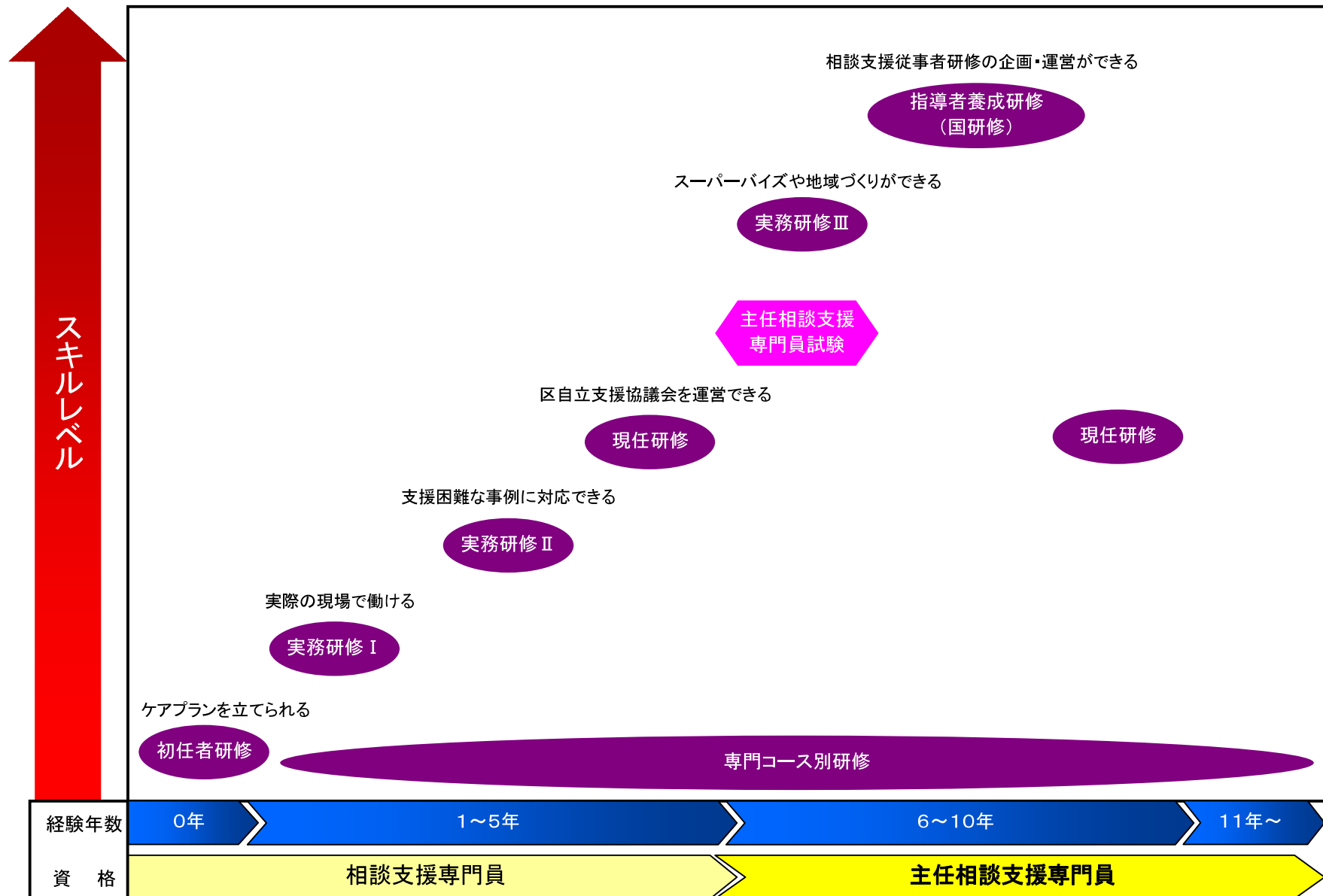
(3) 選定方法

- ・プロポーザル(企画・提案)方式により選定。

(4) 実績評価の導入

- ・実績評価を導入し、公募時の事業者選定に評価結果を反映させる。
- ・評価基準等については検討中。

相談支援専門員のキャリアパスのイメージ



今後の相談支援関係のスケジュール(予定)

